

対面的対話における確認事項回答書

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1	要求水準書 第1編	3	第1章	第2節	1. 6. 1	本施設の設計・施工業務	本施設においては、盛土規制法に基づく規制対象とならない公共施設用地ですので、盛土規制法における工事の適用対象外であると考えて検討しております。 本事業において、盛土規制法の許可の要否については工程上クリティカルな条件と考えられますので、貴市のご意見をお聞かせください。 また、入札説明書等に関する質問回答書（第2回）No13では、関係機関との協議によりますとの回答でしたが、事業者にて奈良県に事前確認に出向いても問題ないと考えてよろしいでしょうか。	本事業の工事範囲に関しては、借地箇所を含んでいるため、関係機関との協議が必要です。 本市が奈良県に事前確認を行ったところ、盛土規制法の適用の有無については、具体的な整備内容を踏まえて判断するとの見解であったため、詳細な協議は実施設計段階において実施することになると考えられます。 事業者にて奈良県に事前確認に出向くことは不可とします。
2	要求水準書 第1編	4	第1章	第2節	2. 3	建設用地の状況	配布資料の中に「現況路盤高さ」の情報が確認できません。また、入札説明書等に関する質問回答書（第2回）No61では、奈良県国道事務所からの借地範囲が提供されましたが、現況高さについて確認できる資料がございません。工事費の算出、計画の詳細検討をするにあたり、現況高さ（標高）データをご提示いただけますでしょうか。 また、提示頂けない場合、事業者で現地測量をさせていただきますでしょうか。その場合、測量結果については貴市にご提示させていただきます。	正確な現況高さを確認できる資料はありません。 現地測量をしていただいて結構ですが、実施日や実施方法等の詳細については、別途配布する資料をご確認のうえ対応してください。
3	要求水準書 第1編	4	第1章	第2節	2. 3	建設用地の状況	添付資料1 現況配置図に記載の各施設（建築物）について、確認済証、確認申請図書、構造計算書、検査済証の有無の状況をお聞かせください。確認済の施設については、資料を配布いただくことは可能でしょうか。	今回の整備で整理することになりますが、建物によっては建築確認関連資料があるため、閲覧可能とします。閲覧方法については、別途配布する資料をご確認のうえ対応してください。
4	要求水準書 第1編	4	第1章	第2節	2. 5	(2) 都市計画決定	本事業については計量棟等の設備を共用する計画となることから、建築基準法において本施設と中継施設が「用途上不可分の関係」にあり、確認申請を両施設併せて一括で実施する可能性が考えられます。上記の内容については、工程上クリティカルな条件と考えております。 入札説明書等に関する質問回答書（第2回）NO. 15において「事業スケジュールに影響を及ぼす可能性が少ない」とご回答いただきましたが、奈良県にはご相談済みであり、本事業の確認申請については、リサイクル施設のみの実施と考えてよろしいでしょうか。貴市のご意見をお聞かせください。	本事業の確認申請については、リサイクル施設のみの実施を予定しています。
5	要求水準書 第1編	6	第1章	第3節	3. 2	一般事項 (3)	本施設においては、生活環境、周辺環境に配慮し計画しておりますが、生活環境影響調査書について資料を確認できませんでしたので、配布いただけますでしょうか。	別途配布済みです。
6	要求水準書 第1編	8 178	第1章 第3章	第3節 第3節	3. 5 3. 2. 6. 1	全体配置 門柱	中継施設コンテナ運搬動線が一旦、場外に出る動線は提案可能でしょうか。	提案を可としますが、場外への退出および再入場時の安全確保のため、信号やパトライトの設置など十分な対策を実施してください。 また、場外退出時に他の搬入車両との混雑や交錯が生じないように、動線計画を十分に確認・検討ください。
7	要求水準書 第1編	15	第1章	第4節	4. 3. 1	(4) 貯留・搬出	不燃残渣について、要求水準書第1編 P18 4. 4(2)搬出車両 埋立不燃物（場内処理困難物）10tコンテナ車との認識でよろしいでしょうか。現在の引き取り車両の種別、引き取り頻度を含め、貴市のご意見をお聞かせください。	埋立不燃はお見込みとおり市所有の既存の10tコンテナで搬出します。（受注者は積込のみ）埋立不燃の搬出頻度は年に12～18回、月にして1～2回です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
8	要求水準書 第 1 編	40	第1章	第12節	12. 1. 6	工事工程表	2027年1月の仮契約後、先行して設計協議いただくことを考えております。併せて、各関係機関との打合せについても同時期に開始させていただくことは可能でしょうか。貴市のご意見をお聞かせください。	本契約前に実施する届出や解体工事等をスムーズに着手するための準備は、各社の責任において必要に応じて実施ください。
9	要求水準書 第 1 編	78	第2章	第2節	3. 1	粗大ごみ受入ヤード	資源化・可燃ごみの減容化を目的とし、発泡スチロール減容器を追加提案してもよろしいでしょうか。	市はその他プラスチック容器包装の処理を容器包装リサイクル協会に委託しています。引取形態として熔融したものは不可です。ただし、熔融したものを引き取る業者があり、その業者との取引が可能な場合は提案を可とします。
10	要求水準書 第 1 編	80	第2章	第2節	3. 5	低速回転式破砕機 (二軸破砕機)	二軸破砕機は要求水準書において「 9) 堅牢な鉄筋コンクリート構造の専用室（破砕機室）に収納し、運転中に人が侵入できない構造とすること」とありますが、可燃性粗大ごみ破砕機と兼用し、プラットホームの粗大ごみ受入ホップ下部に設置してもよろしいでしょうか。	適切な火災対策や騒音・振動、粉塵等の公害防止対策を実施すれば、提案を可とします。
11	要求水準書 第 1 編	121 122	第2章	第8節	8. 6 8. 7	脱臭装置 脱臭用排風機	脱臭装置と脱臭用排風機は要求水準書において、個別設置とされていますが、一体化としたパッケージ型脱臭装置としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
12	要求水準書 第 1 編	168 176	第3章	第3節	2. 1. 4. 1 3. 2. 2	計量棟での受付 構内通路及び駐車場	直接持込者の受付場所をご指定の計量棟ではなく、別途、専用駐車場を事務室内の受付付近に設置し、受付・カード渡し等を完了後に、計量器に侵入する計画を提案	直接持込者の確認は、氏名又は予約番号と本人確認書類のみです。専用駐車場に停めて歩いて受付と言うのは不便であり不可としますが、車から降りないドライブスルー形式で確認する提案は可とします。
13	要求水準書 第 1 編	176	第3章	第3節	3. 2. 2	構内道路通路及び駐車場 (9)	車いす用駐車場について、管理部門玄関に「隣接」した位置とすることとありますが、限られた敷地で、安全性や利便性に配慮した計画とするため、構内道路を挟んだ管理棟に近い位置に計画させていただいてよろしいでしょうか。貴市のご意見をお聞かせください。	車いす利用者への配慮として、車いす用駐車場は玄関に近い場所が理想です。なお、車いす用駐車場のみ玄関に併設することは可とします。
14	要求水準書 第 1 編	222	第4章	第4節	4. 3	廃棄物層、汚染みなし区域内の汚染土壌除去	「GL-19mまでをみなし汚染土壌とし・・・」とありますが、GLとは、現況舗装されている箇所は舗装表面標高（未舗装の箇所は裸地表面標高）との認識でよろしいでしょうか。また、GL-19m以深は非汚染土壌との認識でよろしいでしょうか。貴市のご意見をお聞かせください。	GLについては、ご認識の通りです。GL-19m以深については、GL-19mまでと同様にみなし汚染土壌として計画してください。
15	要求水準書 第 1 編	222	第4章	第4節	4. 3	廃棄物層、汚染みなし区域内の汚染土壌除去	事業用地内には掘削等工事範囲のほかにも汚染土壌が存置することとなりますが、建設事業者が事前に実施する土壌汚染調査により、結果が判明した汚染土壌を関係法令等を遵守の上、場内に埋め戻すことは可能でしょうか。貴市のご意見をお聞かせください。（過去に奈良県に事前相談された経緯などがありましたら、その内容も勘案の上、ご回答願います）	奈良県との協議の結果によりますが、ごみ中継施設建設当時は区域内での埋め戻しは可でした。
16	要求水準書 第 2 編	15	第4章	第2節		本施設の運転管理（3）	「運営事業者は本業務に必要な重機類・車両等を用意すること。」とあります。入札説明書等に関する質問回答書（第2回）NO.109において「既存施設からの重機の流用なし」とのご回答でした。要求水準書第1編176項(7)9重機類[パワーショベル2台]の駐車場を整備する」と記載がございましたが、事業者でパワーショベルの選定をしない場合は駐車場の整備は不要との認識でよろしいでしょうか。貴市のご意見をお聞かせください。	運営事業に使用する重機類・車両等は既存施設からの流用はありません。パワーショベル2台の駐車場は、発注者が所有する既存の重機の駐車スペースで、駐車場のスペースは必要です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
17	要求水準書 第2編	15	第4章	第2節		本施設の運転管理（3）	「運営事業者は本業務に必要な重機類・車両等を用意すること。」とあります。入札説明書等に関する質問回答書（第2回）NO.109において「既存施設からの重機の流用なし」とのご回答でした。有料ごみ袋保管倉庫のフォークリフトについては事業者手配の認識でよろしいでしょうか。また、有料ごみ袋保管庫の荷受け、保管、管理業務については発注者の所掌との認識でよろしいでしょうか。貴市のご意見をお聞かせください。	有料ごみ袋保管倉庫は市が管理します。倉庫用のフォークリフトは既存のものを使用し、荷受け、保管、管理業務は市が行います。既存のフォークリフトの型番はトヨタ（7FBR15）です。
18	要求水準書 第2編	15	第4章	第3節	1	搬入管理（施設棟エリア）	「多量の一般持込者」とは、要求水準書第1編 P17 4.4(1)搬入車両 直接搬入を受けられるものに記載の軽トラック満載車両程度の量と認識してよろしいでしょうか。また1日における多量の一般持込者の平均車両台数をご教示いただけますでしょうか。貴市のご意見をお聞かせください。	「多量の一般持込者」とは、直接搬入エリアで対応が困難(下ろすの時間がかかり他の搬入者に迷惑となると予想されるもの)な量を積載した車両です。1日に3～5台、年末は1日に10台程度が予想されます。